諮問日:平成30年9月10日(平成30年度(最情)諮問第39号)

答申日:平成31年2月22日(平成30年度(最情)答申第70号)

件 名:司法修習生配属現員表の不開示判断(不存在)に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「40期から48期までの間の,司法修習開始時点における,司法修習生配属現員表」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し,最高裁判所事務総長が,本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は,妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年7月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

司法修習生配属現員表(以下「現員表」という。)の保存期間は30年であるから、本件開示申出文書は存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

探索の結果、本件開示申出文書は発見されなかった。

現員表は、対象となる司法修習生の在籍中に作成されるものであるから、昭和61年から平成6年にかけて採用された司法修習生を対象とする本件開示申出文書は、その頃に作成され、又は取得されたのではないかと考えられる。平成30年1月25日から実施されている保存期間基準においては、現員表の保存期間を30年と定めているが、保存期間基準は、平成25年1月1日から実施された平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理につい

て」に基づいて定められ、改定を経ながら現在に至っているものであり、保存期間基準を定める前の文書の保存等について定めた文書の中には、現員表の保存期間を明記した文書は確認できなかった。

したがって、本件開示申出文書の保存期間等の取扱いは不明ではあるが、本件開示申出文書は相当以前に作成され、又は取得されたものと考えられることからすると、保存期間経過後又は用済み後に廃棄されたものと考えられる。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年9月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年11月16日 審議
- ④ 平成31年1月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 苦情申出人は、保存期間基準において現員表の保存期間が30年と定められていることを挙げて、本件開示申出文書は存在すると主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、保存期間基準は、平成25年1月1日から実施された平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」に基づいて定められ、改定を経ながら現在に至っているものであり、保存期間基準を定める前の文書の保存等について定めた文書の中には、現員表の保存期間を明記した文書は確認できなかったため、本件開示申出文書の保存期間等の取扱いは不明であるとのことであり、一方、本件開示申出文書は、その性格上、昭和61年から平成6年にかけて作成され、又は取得されたものというべきであることからすると、保存期間経過後又は用済み後に廃棄されたものと考えられるとのことである。この点につき、本件開示申出文書が昭和61年から平成6年にかけて採用された司法修習生を対象とするものであり、その頃に作成され、又は取得されたものというべきであることからすれば、探索の頃に作成され、又は取得されたものというべきであることからすれば、探索の

結果、本件開示申出文書は見当たらず、保存期間経過後又は用済み後に廃棄されたと考えられるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって,最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め られる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委		員	門	П	正	人